

2024年4月5日

各位

会社名 株式会社メルディアDC  
代表者名 代表取締役社長 田中 一也  
(コード番号:1739、東証グロース市場)  
問合せ先 専務取締役執行役員経営管理本部長 榎原 拓也  
電話番号 06-4866-5388

### 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年3月1日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会の開催のお知らせ」(以下「2024年3月1日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年4月5日から2024年4月23日まで整理銘柄に指定された後、2024年4月24日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のグロース市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、2024年3月1日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要のご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催し、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

##### ① 併合する株式の種類

普通株式

##### ② 併合比率

2024年4月26日をもって、2024年4月25日(予定)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式303,433株を1株に併合いたします。

##### ③ 減少する発行済株式総数

6,086,300株

##### ④ 効力発生前における発行済株式総数

6,086,320株

(注)当社は、取締役会の決議をもって、2024年4月24日時点で当社が所有する全ての自己株式(368,080株)を2024年4月25日付で消却する予定であり、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が所有する全ての自己株式(368,080株)を控除後の発行済株式総数を記載しております。

##### ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

20株

##### ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

40株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社プレサンスコーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社メルディア（以下「メルディア」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及びメルディアのみとし、当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が2024年4月24日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生の直前時点、すなわち本株式併合の効力発生日の前日である2024年4月25日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付価格と同額である1,095円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称  
公開買付者である株式会社プレサンスコーポレーション

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金については、現預金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2023年12月25日に提出した公開買付届出書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことです。したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却について、2024年5月中旬を目途に裁判所に許可を求める申立てを行うことを予定しております。

当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、同年5月下旬を目途に裁判所の許可を得て、同年6月中を目途に公開買付者に当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ迅速かつ円滑に交付するための準備を行った上で、同年7月中を目途

に、株主の皆様へ端数相当株式の売却代金を交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合と同様の他社事例における効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2024年3月1日付プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更します。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は20株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行います。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びメルディアのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行います。
- (4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びメルディアのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行います。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年4月26日にその効力が発生するものといたします。

## 3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2024年4月5日（金）
整理銘柄指定日	2024年4月5日（金）（予定）
当社株式の売買最終日	2024年4月23日（火）（予定）
当社株式の上場廃止日	2024年4月24日（水）（予定）
本株式併合の効力発生日	2024年4月26日（金）（予定）

以上